

令和5年度事業運営方針

令和5年度の事業運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応や物価の著しい高騰など、社会環境の変化が著しく、非常に厳しい状況下にあります。

新型コロナウイルス感染症については、昨年後期に施設利用者や職員に感染者及び濃厚接触者が継続的に複数発生するなど、施設運営に多大な影響がありました。通常の対策に加え、感染状況の確認、利用者・職員の健康確認の徹底など、施設内クラスター発生の防止を念頭に対応を図り、感染拡大の防止に努めたところです。この新型コロナウイルスの感染防止については、これまで三密の回避や換気の実施、アクリルパネルの設置、利用者・職員の体調観察、マスクの着用、手洗い、手指の消毒、手の触れる場所の消毒などの通常対策に加え、利用者間の接触を極力少なくするため、施設利用時間の調整や人気が高い市外の施設外研修、料理会などのプログラムの中止等を行ってまいりましたが、国のマスク着用の考え方等の見直しや感染症法上の位置付けが2類から5類に引き下げされることなど、その対応の変化が見込まれております。このような状況を踏まえ、通常の感染対策を継続しつつ、施設利用時間の制限などについては、この機会に元の状態に戻してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の一定の方向性が定まってまいりましたので、感染症への対応を含め、非常災害対策計画及び事業継続計画の見直しをし、より安心で安全な施設運営を目指してまいります。

なお、後援会事業ですが、3年ぶりに、昨年9月に栗原公民館で講演会を実施するとともに、法人との共催で精神保健福祉啓発パネル展が、今年の1月にふるさと新座館でチャリティコンサートが開催されました。今後は、不特定多数の方々が入場するガレージ・バザールなど一部の事業については難しい面がありますが、開催が考えられる事業の範囲が広がってくるものと考えられますので、少しずつですが、後援会活動が活発になってまいりますことに期待しているところです。

昨年から今年にかけての物価高騰により、家庭生活に大きな負担が生じております。法人においても物価高騰による費用負担の増加が現実化しており、特に水道光熱費や燃料費、生産活動における各種材料費等でその影響が顕著に表れています。行政においては、埼玉県障害福祉サービス事業所等光熱費高騰対策支援事業や新座市福祉サービス事業所燃料費支援金事業が創設され、複数回にわたって助成が行われ、当法人でもこれらを活用させていただきましたが、令和5年度もこの制度が継続されるか否かは不透明な状況にあります。今後とも物価がどの

ように推移していくか細心の注意を払っていくとともに、行政における助成制度の動向に注視してまいります。

また、この度の物価高騰に関連し、国において、労働界の賃金アップの促進が進められ、大手企業を始め多くの企業などではそれに呼応した動きが見られる状況です。当法人においては、福祉・介護職員処遇改善加算及び平成4年度から新たに創設された福祉・介護職員等ベースアップ支援加算を活用し、職員の処遇改善に努めておりますが、この加算活用については、法人独自の財源が必要になりますので、これら加算等に対する今後の国の対応について注視してまいります。なお、処遇改善加算の対象外になっている福祉工房楓及びにいざ生活支援センターの職員に対する処遇改善について、国制度を踏まえた地域活動支援センター運営費並びに新座市基幹相談事業及び障がい者相談支援事業の委託費の見直しについて要望するとともに、併せて、基幹相談支援事業及び障がい者相談支援事業の配置職員の増員を内容とした基幹相談支援事業及び障がい者相談支援事業の充実の2点について、昨年10月に市に対して要望を実施したところです。市としては、地域活動支援センター運営費補助金の増額は予定していただくとの回答を得られましたが、そのほかについては認められませんでした。しかしながら、各事業の実情についてはご理解を頂いておるものと認識しておりますので、引き続き実情を伝えるとともに障がい者福祉サービスの向上に向けて要望してまいりたいと存じます。

なお、令和5年度は、理事及び監事の任期が到来いたしますので、改選の手続を適正に行ってまいります。現行の理事及び監事の皆様には、安定した法人運営へのご尽力に感謝申し上げますとともに、是非とも引き続きご協力を賜りますようお願ひいたします。

次に各施設の取組でありますが、福祉工房さわらびの就労移行支援事業では、利用者の確保が課題となっていましたが、積極的な見学対応を行うとともに、訓練プログラムにアイスブレイクの手法やゲーム感覚を取り入れたグループワーク、達成感が得られるような取組を行うなど創意工夫を重ねておりましたところ、徐々に利用者が増加し、定員を超える状況になり、利用率も向上してまいりました。しかしながら、この事業については、利用期間が2年間であり、就労を目標に訓練する事業でありますことから、1年のうち利用者の半数は卒業することが求められる事業でありますので、引き続き創意工夫を加えてまいりたいと存じます。就労に向けての職場実習もご協力頂ける企業が増えてきており、障がい者の法定雇用率の段階的引き上げが行われますので、実習の機会を有効に活用し、利用者の就労につなげてまいりたいと存じます。また、就労移行後は、就労定着支

援事業を活用していただき支援を行っております。支援ケースごとに多様な課題が生じておりますが、利用者の意向に沿い、利用者に寄り添った丁寧な支援を心掛けてまいります。

就労継続支援事業B型では、就労移行支援事業への転籍や福祉工房楓への利用変更がありましたこと、また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として利用時間の調整や施設外研修の中止等により、利用率が伸びない状況が見られます。新型コロナウイルス感染症対策による利用時間の調整等については、国の対応状況を踏まえ、通常業務に戻すとともに、裁縫教室を始めとした教室の開催や外出活動などのフリープログラムを実施するなど、居場所的機能の充実を図り、安定的な利用率の確保に努めてまいります。

また、利用者の中には、高齢で単身生活を送られている方や精神疾患以外の健康課題がある方などがおられますので、利用者のライフステージに応じた支援が必要になりますことから、関係する障害福祉サービスや介護保険サービスの事業所、相談支援事業所等と連携し、支援の充実を図ってまいります。

自主製品の製作については、制作支援担当のベテラン職員の退職がありましたが、在職職員が協力し、ガーメントプリンターを活用した新製品の開発や既存製品の改良などラインナップの充実に努めているところです。また、イベント等の再開が見込まれますので、販路確保に向けてそれらイベント等への積極的な参加に努めるとともに、サンケン電気株式会社内の委託販売を活用し、購買者のオーダーに応じた製品製作の販売について、可能かどうか調整をし、その実現に向けて努力してまいります。なお、自主製品の製作については、原材料の仕入れ価格の値上げにより、一部製品を値上げせざるを得ない状況となっており、今後の製品売上げへの影響が懸念されるところです。

さらに、消費税に係るインボイス制度（適格請求書等保存方式）が創設され、令和5年10月に導入されますが、生産活動に伴う業者との取引に影響が生じますので、インボイス制度の登録について、情報を収集し検討を進めてまいります。

福祉工房楓は、施設長の交代がありましたが、新施設長の下、温かい雰囲気による安定した施設運営が展開されています。

福祉工房楓の利用者には、福祉工房さわらびの利用者でさわらびを利用しない日に利用するなど、法人の運営施設を上手に利用し、暮らしの充実につなげている状況が見受けられます。福祉工房楓を暮らしの中の居場所としての利用が求められていますので、「楓の集い」等の開催をするなど利用者が気楽に利用できるよう居場所機能を充実してまいります。

また、福祉工房楓の自主製品は好評を得ておりますが、既存製品の改良や新製

品の開発に努めます。福祉工房楓は、自主製品や内職作業などの生産的活動と絵画や文芸、スポーツなどの創意的活動がバランスよく提供されておりますので、現行のサービスを継続し、魅力ある施設づくりを目指してまいります。

にいざ生活支援センターは、地域活動支援センターⅠ型の事業のほか、計画相談支援事業、地域移行・定着支援事業、自立生活援助事業を実施しており、更に新座市から障がい者相談支援事業及び基幹相談支援事業の業務を受託しております。

地域活動支援センターⅠ型の業務については、これまで、調理や外出等のプログラムを新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、中止や縮小をしてきましたが、このような活動については、その企画の段階から関わり、楽しみにされていた利用者が多くおられましたので、平成5年度はこれらを再開するなどプログラムの充実を図り、利用者のプログラムへの参加機会の拡大につなげてまいります。また、当事者同士や家族など関係者が共通のテーマで集まり、話し合ったり、意見交換したりして、交流が期待できる各種の集いの開催につきましても、参加しやすい内容を検討し、引き続き開催してまいります。

相談支援事業関係では、障がいや疾患についての体調に関する事、家族・友人との人間関係に関する事、仕事やお金など社会活動・経済活動に関する事など相談内容は多岐にわたっており、その中には緊急対応を必要とするケース、対応が著しく困難なケース、虐待が疑われるケース等が含まれますので、引き続き、市担当課はもとより、関連する行政機関や障害福祉サービス事業所などの民間事業所と連携を密にし、対応してまいります。

また、令和4年度に当法人と同様に基幹相談支援事業を受託しているNPO法人暮らしネット・えんが実施主体として開催した「相談支援従事者研修」に協力いたしましたが、令和5年度も同研修が実施されることから、引き続き協力してまいります。

また、新座市自立支援協議会では、地域移行・定着支援部会において、精神障がい者の長期入院者の退院促進プロジェクト『「地元で暮らそう」を支えるチーム新座（通称「じもくら」）』が本格的に進められております。我が国における精神障がい者の長期入院は社会的入院と呼ばれており、本来であれば、退院して地域で暮らすことができる当事者が、何十年にもわたる入院生活を余儀なくされているという現実について、関係者の間では非常に重大な課題として受け止められています。このプロジェクトには、入院中の当事者、退院支援のご協力を頂く病院、市担当課、障害福祉サービス事業所など多くの方々や団体が関わっております。にいざ生活支援センターが実施している地域移行・定着支援事業や自立生

活援助事業に関連が深いことから、当センターにおける事業展開で得られた知見を活かし、当該プロジェクトに積極的に参加してまいります。

令和5年度は、新座市の障がい者通所施設体制強化事業補助金の段階的削減が行われ、一方では、物価高騰に伴う民間賃金の動向など先行きが非常に不透明な状況にありますことから、令和5年度においても引き続き厳しい財政運営が見込まれますが、職員一人ひとりが現状を理解し、評議員、理事等の役員を始めとした関係者と協力し、法人の基本理念の下、利用者の皆様への適切な支援を第一に法人運営に努めてまいります。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置 事務長 常勤兼務 1人 (B型と兼務)

事務主事 常勤兼務 1人 (B型と兼務)

① 理事会・評議員会の開催

法人活動を円滑に進めるため理事会・評議員会の運営の活性化を図ります。

② 予算及び決算事務の執行

法人活動を円滑に進めるため、予算及び決算事務の適正な執行に努めます。

③ 第3次中期経営計画に基づく取り組み

令和3年度から5年間を対象期間としている第3次中期経営計画に基づく各種事業について取り組んでまいります。

④ 感染症拡大予防への取り組み

新型コロナウイルス感染症への一連の対応で得られた知見を活かし、また、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」に基づき、感染症発生の予防と拡大の防止に努めてまいります。

⑤ グループホーム等の整備検討 繼続

前年度に引き続き、国や市の動向を注視しつつ、引き続き、現状での実現可能性について検討します。また、第3次中期経営計画で記載しているとおり、選択肢の一つとして日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊施設についても検討してまいります。

⑥ 研修体系の充実

対面又はオンラインによる外部研修の機会を有効に活用し、キャリアパスに応じた研修や、業務遂行のための専門的研修を積極的に受講し、引き続き、研修体系の充実に努めます。また、前年度に策定した各種指針に基づき、感染症対策に係る研修、業務継続に向けた計画に係る研修、障がい者虐待防止及び身体拘束等の適正化に係る従業者への研修を実施します。

⑦ 各種委員会の開催

前年度に策定した各種指針に基づき、感染症対策委員会、虐待防止委員会、身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、関連する業務を適正に遂行してまいります。

⑧ PR業務の充実（ホームページ及びSNSの活用）

ホームページとSNSの効果的な活用を図ってまいります。インターネットをめぐるトラブルについて細心の注意を払うとともに、施設関係者の皆様への情報提供や利用者の確保、職員の採用、自主製品・焼き菓子の販売等にも役立つものを目指します。また、紙媒体であるパンフレットの見直しについても、引き続き行い、施設を利用する方に対して分かりやすいパンフレットづくりを目指します。

⑨ ボランティア受け入れ

ボランティアをしたいという方々の貴重な思いにお応えできるよう、各施設と連携し、ボランティアの受け入れを行います。

⑩ 地域との連携

地域共生社会の実現のためには、地域との連携が不可欠であり、法人事業への地域の理解が得られることは、平常時は元より、非常時にも大きな力を発揮することと思われます。また、令和3年度の報酬改定の「感染症や災害への対応力強化」の一つとして、「地域と連動した災害対応への強化」が掲げられ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととなりました。従いまして、当該連携について検討し、その実現を図ります。また、引き続き、地域との連携を深めるため、地域団体の主催事業への参加や、既存事業とのつながり、広報誌を通じての関係強化などについて検討します。

⑪ 後援会との連携

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、講演会やコンサートなど開催が可能な事業について、精神保健福祉啓発事業を実施しました。引き続き、後援会と連携し、会の活性化及び実施事業の充実について検討してまいります。

⑫ 税額控除制度の指定継続

寄附者が税額控除と所得控除のいずれかを選択できる税額控除制度について、当法人は、平成30年度に税額控除対象社会福祉法人の指定を受けましたが、その有効期間は5年間であり、指定の更新のため、平成30年度から令和4年度までの5年間を判定期間とする実績の申請事務を適正に行ってまいります。

また、さらなる指定の更新のためには、令和5年度から令和9年度までの間の5年間で、3,000円以上の寄附金を支出した者が平均して年に100人以上いること等の要件を満たす必要があり、税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者

の善意に応えるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものでありますので、この指定が維持できるよう努めます。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

定 員 10名

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）

サービス管理責任者 1人（常勤・B型と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）

生活支援員 1人（常勤） 職業指導員 0.8人（常勤1人・相談支援専門員と兼務）

就労支援員 0.8人（常勤1人・就労定着支援員と兼務）

調理員 1.04人（非常勤2人・B型と兼務）

（就労定着支援事業）就労定着支援員 0.2人（常勤1人・就労支援員と兼務）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座やSST、ゲーム形式のグループワーク等を行います。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用しての訓練を行います。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行います。
- ・ZOOM等を活用し、リモートワークにも対応した訓練を行います。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取組内容を明確にして支援します。
- ・職場見学のプログラムや、就労後の生活まで視野に入れた定期面談により、就労についてのイメージを明確にし、就労率の向上を目指します。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行います。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援します。
- ・OB会を開催し卒業者の交流の機会を提供します。

③ 就労定着支援事業

就労移行支援事業所等から一般就労につながった障がい者の安定した就労の継続を支援します。

④ 就労先や実習先企業の開拓

現行の実習先企業や就労の実績がある企業との関係を深めるとともに、近隣の事業所に職場実習先や就労先として協力依頼を進めます。

⑤ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。

⑦ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・法人内外の事業所や近隣のデイケア等を対象に、事業内容の周知を目的とした就労移行講座を企画・実施し、利用者確保に努めます。
- ・K-STEP、睡眠表などを活用して体調の安定化を図り、利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑨ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑩ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。その際、利用者の人数が30人程度と多人数であることや、多様な特性を持つ利用者が集まっていることを考慮し、避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、集団行動の訓練を重点的に行います。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援B型事業

所在地 新座市堀ノ内3-4-11

定 員 30名

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）

サービス管理責任者1人（常勤・移行と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）

生活支援員4.18人（常勤3人（但し、内1人は常勤換算0.8人）・非常勤2人）

職業指導員2人（常勤2人）

目標工賃達成指導員1人（常勤1人）

調理員1.04人（非常勤2人・B型と兼務）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各自の力を発揮していただける支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、養豚場での作業等を行います。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図ります。
- ・売上と平均工賃の増加を目指します。
- ・働くことの喜びを得るとともに、工賃の増加につながるような生産活動の拡充に努めます。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図ります。行事等の実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら企画検討を進めます。

③ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

④ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。
- ・健康の維持、増進のためにスポーツや散歩等のプログラムを実施します。

⑤ 利用率の向上

- ・契約者数の増加と利用率の更なる向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑥ 就労支援機能の強化

- ・将来的に就労のニーズがある利用者に対し、就労移行支援事業の利用登録も視野に入れ、就労への具体的なフローチャートを意識した個別支援計画を作成します。

⑦ 協力事業所との連携強化

協力事業所との連携強化及び新たな事業所への協力依頼を進めます。

⑧ 福祉関係イベントへの参加

福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

⑨ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑩ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑪ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。その際、利用者の人数が30人程度と多人数であることや、多様な特性を持つ利用者が集まっていることを考慮し、避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、集団行動の訓練を重点的に行います。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 室長 1 人（常勤・移行及びB型と兼務）
相談支援専門員 1 人（常勤・移行と兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図ります。

5 福祉工房 楓 地域活動支援センター（Ⅲ型）

所在地 新座市大和田4-16-40
定員 10人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前10時00分～午後16時00分
職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）
指導員 1.86人（常勤1人、非常勤1人）

障害者がその有する能力及び適性に応じ、地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう創作的活動や生産的活動の機会を提供します。また、孤立しがちな精神障がい者が日の居場所、生活相談としても活用できるよう場づくりを行います。さらに各種グループワークや行事などを行い社会的交流の促進を図ることを通して、利用者が日常生活や社会生活及び人間関係の幅を広げられるよう必要な支援を行います。

① 基礎的事業

- ・創作的活動として、文芸、美術（絵画や書道、コラージュなど）、季節のレクリエーション活動等を定期的に行うことにより、利用者が創造性を發揮できる機会を提供し、活力の増進を図ります。
- ・生産的活動として、内職作業や自主製品の作成を行います。適度な集中や緊張体験を通して達成感や充実感を得ることが期待できます。また、言語でのやりとりが苦手な方にとっても参加しやすい活動だと考えます。

② 機能強化事業

- ・「楓ミーティング」、「SST」等のグループワークを通して、人間関係やコミュニケーション等の幅を広げ、社会生活力を高める機会や場を提供します。
- ・グループの力を活用し、エンパワメントを図ることを目的に「楓の集い」や「楓ピアサポート」、「振り返りの会」等のプログラムを実施します。
- ・利用者が主体的に計画提案し、実施するプログラムを支援します。
- ・健康維持増進を目的に「散歩会」、「スポーツ」、「ダイエットの会」等の体を動かすプログラムを行います。
- ・居場所づくり、他者との交流促進、レクリエーションを目的に「オセロ」、「トランプ」、「ito（イト。コミュニケーションの促進が期待されるカードゲーム）」をはじめとした各種ゲームをプログラムとして行います。
- ・生活スキルを培うこと、共食による心身の健康増進を図ることを目的に「料理会」、「お菓子作り」などの調理関係のプログラムを実施します。ただし、新型コロナウィルス感染症の流行後からは、感染リスクを考慮し実施を見送ってまいりました。令和5年

度は、社会情勢を鑑みながら再開について隨時検討してまいります。

- ・社会参加のさらなる促進、幅を広げることや社会生活力の増進を目的に外出プログラムを実施します。なお、長距離の移動は調理関係プログラムと同様に見送りとしていましたが、社会情勢を鑑みながら再開について隨時検討してまいります。
- ・嘱託医による個別相談・学習会を実施し、利用者が自身の健康や病気についての理解を深める機会を提供します。
- ・地域社会との交流やつながりの促進を目的として、事業所近隣の路上ゴミ拾い活動を行います。

③ 送迎サービスの充実

必要な利用者に対して、新座市内全域を対象として送迎サービスを提供し、通所についての利便性向上を図るとともに社会参加を促し、生活の質の向上を目指します。

④ 自主製品の充実及びオリジナル製品の開発

現在行っている自主製品の製作販売と商品の改良や新製品の開発・販売を行い、地域の方々に事業所を知っていただく機会を増やすとともに、利用者の収入増(工賃の増額)に努めます。

⑤ 地域特性に対応した避難訓練の実施

楓の近隣には柳瀬川が流れ、新座市のハザードマップにおいても水害発生時、浸水の恐れのある地域として示されています。水害リスクが他の2事業所に比べ、非常に高いことから、地震や火災のみならず水害にも対応した避難訓練を、昨年度に引き続き、年2回実施します。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時00分～午後5時30分
職員配置 室長兼相談支援専門員 1人（常勤・地域活動支援センターと兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

7 にいざ生活支援センター 地域活動支援センター（I型）

所在地 新座市野火止 2-7-12
定 員 28人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前10時00分～午後4時00分
職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）
指導員 6.84人（常勤兼務4人・非常勤兼務1人・非常勤3人）
(兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務)

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供し、また、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

① 基礎的事業

- ・創作的活動の提供として、絵画、コーラス、レクリエーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・社会生活力増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的に実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口と一緒に考える場を提供します。
- ・茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・相談支援として、利用者の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行などの支援を行います。
- ・精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。

② 機能強化事業

- ・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。
嘱託医による個別相談と座談会（毎月実施）
社会的入院者の退院支援

- SST（社会生活技能訓練）の実施
- SFA（社会生活力プログラム）の実施
- ピアカウンセリングセミナーの実施
- ・地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。
 - 傾聴ボランティアの養成講座の実施及び受入れ
 - ・障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、ボランティア養成講座や精神保健福祉に関する講演会、講座、研修会等を実施します。

③ 利用者家族との連携

利用者家族に対して、家族会の紹介や各種集いの紹介を必要に応じて実施します。

④ 当事者及び家族を対象とした集いの実施

現在実施しているうつの集い、発達障がいの集い、統合失調症の集い、そういうつの集い、家族・友人の集いを継続します。

⑤ 精神保健福祉の啓発事業の推進

新座市から受託している基幹相談支援業務及び障がい者一般相談業務では、障がい者虐待防止法、成年後見制度、障がい者差別に関する市民啓発事業を実施することが実施要領で定められています。令和元年度から令和4年度までは、コロナ禍における社会情勢を考慮した結果、年に1回実施している講演会による啓発事業の実施ができませんでした。令和5年度は、社会情勢を見ながら実施に向け努めてまいります。

また、令和元年度より毎年、市から依頼を受けて実施している精神保健福祉ボランティア養成講座を令和5年度も依頼があれば実施します。

⑥ 家族会との連携

家族会の考え方や思いを共有化し、活動内容について把握していくために、月例会等の機会を積極的に活用し家族会との連携・支援を図ります。家族会の定例会にも参加してまいります。

⑦ 利用者数の向上

利用者数の減少傾向が見受けられるため、施設のPRに努めるとともに、魅力あるプログラム活動の増加について、感染症の影響など社会情勢を慎重に見極めながら実施します。

⑧ 避難計画の実施

消防計画等に基づき、年2回、避難訓練を実施します。避難時における集団行動の重要性や相談支援等で関わる在宅の方々の安否確認の対応について確認いたします。

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12
定 員 なし
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置 室長 常勤兼務 1 人
相談支援専門員 常勤兼務 4 人 非常勤兼務 1 人
(自立生活援助) サービス管理責任者 常勤兼務 1 人
地域生活支援員 常勤兼務 3 人
(地域移行支援・地域定着支援) 地域移行支援従事者 常勤兼務 4 人
(上記の兼務は地域活動支援センターとの兼務を含む。)

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、また、その活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人や家族からの問い合わせ、障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介等により来られた相談者に対して、誠実に責任をもって対応します。

また、日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業と基幹相談支援センター事業（事業内容の詳細は①に記載）を引き続き新座市から受託します。

① 基幹相談支援センター

新座市基幹相談支援センターの業務は以下のとおりです。

- ・相談支援事業者に対する訪問等による総合的かつ専門な指導及び助言
- ・複雑または困難な相談ケースへの支援
- ・相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組
- ・新座市自立支援協議会との連携
- ・地域移行に向けた障がい者支援施設、精神科病院等への普及啓発
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- ・成年後見制度の利用等に関する支援及び普及啓発
- ・障がい者等に対する虐待を防止するための取組
- ・権利擁護及び虐待に関する相談支援

基幹相談支援センターですが、前年度に引き続き困難事例への対応と、市内相談支援事業所の後方支援、人材育成の支援を行います。基幹相談支援センターとして精神障がい以外の障がいのお持ちの方へ対応し始めておりますので、精神障がい以外の障

がい分野に関しても、研修等で知識を深めてまいります。また、障がい者福祉課と新座市基幹相談支援センターえんと月に1回の報告会を中心に連携を図ります。

また、NPO法人暮らしネット・えんが県の指定を受け、相談支援従事者研修を実施する方向で準備が進められておりますので、基幹相談支援センターの業務の一環として、当該研修の実現に向け講師の派遣などの協力を行います。

② 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。
- ・ホームヘルパー利用については、新座市とその近隣の地域と連携を図り、相談者に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所に関しては新座市とその他の地域と連携を図り、相談者に最も適した施設を利用できるよう支援します。

③ 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行支援については、退院前から利用者及び関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート等の物件探し、契約行為への同行、引越の支援と市役所への書類提出の同行援助等を行います。利用者の中にはこれらの活動と生活保護の申請が並行して行われる場合があるので、生活支援課への同行等も必要に応じて行います。また、退院前カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の必要性を指導された場合には利用者に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。
- ・地域定着支援については、月に1回程度の定期訪問を行い、状況に応じて通院先の病院等への同行支援等を行います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し24時間対応ができるよう緊急時の支援を確保しております。また、ホームヘルパーや日中活動系の事業所の利用を支援し、地域での生活を安定させるよう工夫します。

④ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者に対して相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、医療機関と連携し、状況に応じた支援を図ります。
- ・多様化する相談業務に対応するため、相談業務に携わる職員に自立支援協議会相談支援部会の勉強会や県主催等の研修への参加を積極的に行い、相談業務の質の向上を図ります。

⑤ 自立生活援助

自立生活援助は障がい福祉サービスの位置付けとして、新たに単身生活を始める方を対象とした支援を行います。日常における、あらゆる生活相談に対応し、必要に応じて同行支援も行います。また、利用者の方には月2回以上の訪問を行い、必要に応じて関係機関と連携し、利用者の方々が安心して地域で生活できるよう支援をします。地域定着支援と同じく、夜間緊急時の対応・支援も実施します。